

北上地区消防組合消防職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年5月8日

北上地区消防組合

管理者 北上市長 高橋敏彦

北上地区消防組合消防職員服務規程の一部を改正する訓令

北上地区消防組合消防職員服務規程（平成19年北上地区消防組合訓令第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(定義) 第2条 この訓令において「所属長」とは、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、同表の右欄に掲げる者をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この訓令において「所属長」とは、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、同表の右欄に掲げる者をいう。</p>												
<table border="1"><tr><td data-bbox="208 1043 656 1102">消防次長、課長、室長及び署長</td><td data-bbox="658 1043 1108 1102">消防長</td></tr><tr><td data-bbox="208 1104 656 1163">副署長、分署長及び出張所長</td><td data-bbox="658 1104 1108 1163">署長</td></tr><tr><td data-bbox="208 1165 656 1225">上記以外の職員</td><td data-bbox="658 1165 1108 1225">課長、室長、署長及び分署長</td></tr></table>	消防次長、課長、室長及び署長	消防長	副署長、分署長及び出張所長	署長	上記以外の職員	課長、室長、署長及び分署長	<table border="1"><tr><td data-bbox="1151 1043 1599 1102">課長、室長及び署長</td><td data-bbox="1601 1043 2051 1102">消防次長</td></tr><tr><td data-bbox="1151 1104 1599 1163">副署長、分署長及び出張所長</td><td data-bbox="1601 1104 2051 1163">署長</td></tr><tr><td data-bbox="1151 1165 1599 1225">上記以外の職員</td><td data-bbox="1601 1165 2051 1225">課長、室長、署長及び分署長</td></tr></table>	課長、室長及び署長	消防次長	副署長、分署長及び出張所長	署長	上記以外の職員	課長、室長、署長及び分署長
消防次長、課長、室長及び署長	消防長												
副署長、分署長及び出張所長	署長												
上記以外の職員	課長、室長、署長及び分署長												
課長、室長及び署長	消防次長												
副署長、分署長及び出張所長	署長												
上記以外の職員	課長、室長、署長及び分署長												
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>													

附 則

この訓令は、平成26年5月8日から施行する。